

バイ・アメリカン法およびバイ・アメリカ条項について

1. バイ・アメリカン法 Buy American Act : [41USC10a](#)
連邦政府調達品に関し、国産品を優遇する措置。国内産業保護を主な目的とする。

連邦調達庁（GSA）による実施規則：[Part 25-Foreign Acquisition](#)

バイデン大統領は2021年1月、バイ・アメリカン政策の強化について、大統領令を発出。行政管理予算局（OMB）に対して、バイ・アメリカン政策の実施を監督する部署と高官ポストを新たに設立し、例外適用の厳格化および政府機関が調達する製品における国内調達比率の引き上げの検討を進めるよう指示。同年7月30日には連邦調達規則（FAR）の改正案を官報で発表し、[1] 国内調達要求の基準比率を75%に引き上げることや、[2] 国内最終製品と認められた「重要製品」に対する価格優遇の枠組みの創設、[3] 「重要製品」の国内調達比率の報告義務の追加など、全体的に規制を強化する提案を行った。2022年3月にはこれらにかかる最終規則を公表し、同年10月25日から基準比率の段階的な引き上げが開始している。

大統領令（[The White House: Presidential Executive Order on Ensuring the Future Is Made in All of America by All of America's Workers](#)）
官報（[Federal Acquisition Regulation: Amendments to the FAR Buy American Act Requirements](#)）

2. 国産品優遇措置（バイ・アメリカ条項）

連邦航空局、連邦高速道路局、連邦鉄道局、連邦交通局など運輸省傘下の機関は、連邦バイ・アメリカン法より厳しい独自の国産品優遇措置（バイ・アメリカ条項）を採用している。

米国の国防総省、連邦調達庁（GSA）、航空宇宙局（NASA）は、2019会計年度国防授權法（NDAA）に基づき、2019年8月7日に華為技術（ファーウェイ）など中国ハイテク企業5社などからの調達を禁じる暫定規則（GSA Guidance on Section 889 FAR Rule）を発表した。同3省庁は、2020年7月14日には同じくNDAAに基づき、それら中国ハイテク企業5社から製品・サービスを調達している企業と米政府機関が契約を行うことを禁止する最終暫定規則を公表した。

官報（[Federal Acquisition Regulation: Prohibition on Contracting With Entities Using Certain Telecommunications and Video Surveillance Services or Equipment](#)）

米国連邦通信委員会（FCC）は、2019年11月22日に通信事業で公的な補助金（USF）を受ける米企業による華為技術（ファーウェイ）や中興通訊（ZTE）などの企業との新規契約を禁止すると発表、2020年1月3日に最終規則を公表した。

官報（[Protecting Against National Security Threats to the Communications Supply Chain Through FCC Programs; Huawei Designation; ZTE Designation](#)）

2020年3月には連邦補助金を使用して通信機器・サービスを購入することを禁じる「2019年安全かつ信頼できる通信ネットワーク法」が制定された。FCCは米国の安全保障などにリスクをもたらすと認められる企業が製造または提供する通信機器・サービス

のリストを1年以内に公表し、それ以降、米通信企業はFCCの補助金を使って、当該通信・サービスを購入・維持することが禁止される。

2019年安全かつ信頼できる通信ネットワーク法：[Secure and Trusted Communications Networks Act of 2019](#)

FCCはさらに2022年11月には、安全保障上の脅威となり得る通信機器・サービスについて、米国内への輸入や販売に関する認証を禁止する行政命令を発表。最初の指定として、中国5社の機器・サービスが対象とされた。その後、追加指定があり2025年7月現在までに中国10社、ロシア1社の機器・サービスが指定されている。

FCC行政命令（[FCC Bans Authorizations for Devices That Pose National Security Threat](#)）

FCC対象機器・サービスリスト（[List of Equipment and Services Covered By Section 2 of The Secure Networks Act](#)）

3. 景気対策法：

2009年2月に成立した景気対策法は、州政府が景気対策法に基づく連邦予算を公共事業に利用する場合、連邦政府が定めたバイ・アメリカン法を採用することを義務付けた。

景気対策法：[Publicizing Requirements Under the American Recovery and Reinvestment Act of 2009](#)

4. インフラ投資雇用法：

2021年11月15日成立。総額1兆2,000億ドル規模の国内インフラ整備・拡充を目的とした法律。同法にはインフラ事業に使用される鉄、鉄鋼製品、建設資材、製造品について国産品を優遇する条項が含まれている。バイデン政権が進めたバイ・アメリカン強化政策に沿う形で過去の類似インフラ整備関連法に採用された調達ルールよりも国産品優遇の水準が高く、かつ対象範囲を広げた内容となっている。

インフラ投資雇用法：[Infrastructure Investment and Jobs Act](#)

5. 州政府による調達時の国産品優遇措置は、州によって異なる。例えば、カリフォルニア、フロリダ、イリノイ、ニューヨーク、テキサスなどの州では、鉄・鉄鋼製品の国産品使用義務に加え、入札には州内企業を優先する「バイローカル」ルールや、中小企業を優遇する制度がある。

以上